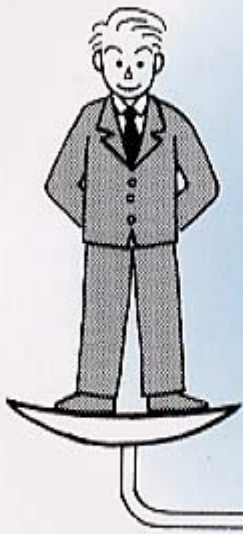


これからの社会は
男女共同参画社会
基本法
とともに

男女共同参画社会
基本法



男女がお互いに個性や能力を発揮しながら、生き生きと、充実した生活を送ることができ、家事や育児、介護等を分担し合う男女共同参画社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」が6月23日に施行されましたので、この法律について紹介いたします。

趣旨・目的

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等を構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会である。

男女の人権が尊重され、かつ、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することが緊要であり、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

基本理念

- ① **男女の人権の尊重**
男女が性別による差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され人権が尊重されること。
- ② **社会における制度又は慣行についての配慮**
性別による固定的な役割分担を反映した現在の制度や慣行を見直し、活動の選択に及ぼす性別による影響をできる限り中立なものにすること。
- ③ **政策等の立案及び決定への共同参画**
男女が、社会の対等を構成員として、政策や方針決定

の場において、参画する機会が確保されること。

④ **家庭生活における活動と他の活動の両立**
男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等を円滑に果たし、他の活動を行うことができるようにすること。

⑤ **国際的協調**
男女共同参画社会づくりが、国際社会における取組みと密接に関係しているので、国際的協調の下に行うこと。

国、地方公共団体、国民の責務

① **国の責務**

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む）の総合的な策定・実施

② **地方公共団体の責務**

国の施策に準じた施策、区域の特性に応じた施策の策定・実施

③ **国民の責務**

職域・学校・地域・家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に沿い男女共同参画社会づくりに努めなければならない。

その他の項目

国は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす施策についての苦情の処理のために必要な措置、性別による差別的

取扱を受けた場合、その被害者の救済を図るための必要な措置を講じなければならない。

*2001年に予定されている中央省庁再編の一環で、内閣府に男女共同参画会議と男女共同参画局が誕生する。同会議は各省の上に立つ会議で調査・監視機能を持ち、これまでの男女共同参画室とは比較にならない権限を持つ。

用語説明

● **参画**

事業や政策の方針決定に際して、意思決定の場や計画づくりの場に加わること。

● **参加**

組織の一員として活動に加わること。

